


# 国土強靱化地域計画について

平成27年10月

内閣官房国土強靱化推進室



## ○阪神・淡路大震災(1995年)：被害の特徴

1. 大都市を直撃した大規模地震のため、電気、水道、ガスなど被害が広範囲となるとともに、鉄道等の交通インフラが損壊し、生活必需基盤(ライフライン)に壊滅的な打撃を与えた。
2. 古い木造住宅の密集した地域において、地震による大規模な倒壊、火災が発生し、特に神戸市兵庫区、長田区などでは大火災が多発した。
3. 神戸・阪神地域という人口密集地で発生したため、多数の住民が避難所での生活を余儀なくされた。



## ○被害状況データ

消防庁及び国土庁調べ

最大震度	7(神戸市等)
死者・行方不明者	6,436人
負傷者	43,792人
被害額(概算)	約9兆6千億円
家屋被害 全壊	104,906棟
最大避難者数	322,000人

## ○東日本大震災(2011年)：被害の特徴

1. マグニチュード9.0という我が国の観測史上最大の地震であった。
2. 広範囲に揺れが観測され、日本各地で大きな津波が発生し、沿岸部で甚大な被害が発生、多数の地区が壊滅した。
3. 加えて、原子力発電施設の事故が重なるという、未曾有の複合的な大災害となった。



## ○被害状況データ

内閣府調べ

最大震度	7(宮城県栗原市等)
死者・行方不明者	18,715人
負傷者	6,109人
被害額(概算)	約16兆9千億円
家屋被害 全壊	129,340棟
最大避難者数	468,653人

# 予想される大震災

## 南海トラフ巨大地震

### ○被害想定の対象とする地震

南海トラフで発生するM9クラスの地震

### ○人的被害

- 建物倒壊による被害： 死者 約1.7万人～約8.2万人
- 津波による被害： 死者 約1.3万人～約23.0万人
- 火災による被害： 死者 約0.1万人～約2.2万人 等



**最大 約32万3千人の死者**

内閣府「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告)」(平成24年8月)に基づき作成

### ○被害額(陸側ケース)

■ 資産等の被害【被災地】(合計)	169.5兆円
● 民間部門	148.4兆円
● 準公共部門(電気・ガス・通信、鉄道)	0.9兆円
● 公共部門	20.2兆円
■ 経済活動への影響【全国】	
● 生産・サービス低下に起因するもの	44.7兆円



**約214兆円の被害**

※直接被害169.5兆円、間接被害(生産・サービス低下)44.7兆円の計。  
このほか、独立した推計として交通寸断に起因する間接被害6.1兆円がある。

内閣府「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第二次報告)」(平成25年3月)に基づき作成

## 首都直下地震

### ○被害想定の対象とする地震

都区部直下で発生するM7クラスの地震

### ○人的被害

- 建物倒壊による被害： 死者 約0.4万人～約1.1万人
- 火災による被害： 死者 約0.1万人～約1.6万人 等



**最大 約2万3千人の死者**

内閣府「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」(平成25年12月)に基づき作成

### ○被害額

■ 資産等の被害【被災地】(合計)	47.4兆円
● 民間部門	42.4兆円
● 準公共部門(電気・ガス・通信、鉄道)	0.2兆円
● 公共部門(ライフライン、公共土木施設等)	4.7兆円
■ 経済活動への影響【全国】	
● 生産・サービス低下に起因するもの	47.9兆円



**約95兆円の被害**

※直接被害47.4兆円、間接被害(生産・サービス低下)47.9兆円の計。  
このほか、独立した推計として交通寸断に起因する間接被害(道路:5.6兆円等)がある。

内閣府「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」(平成25年12月)に基づき作成

# 最近の災害発生状況 ①地震

## ○ 東日本大震災(2011年3月11日)以降の地震

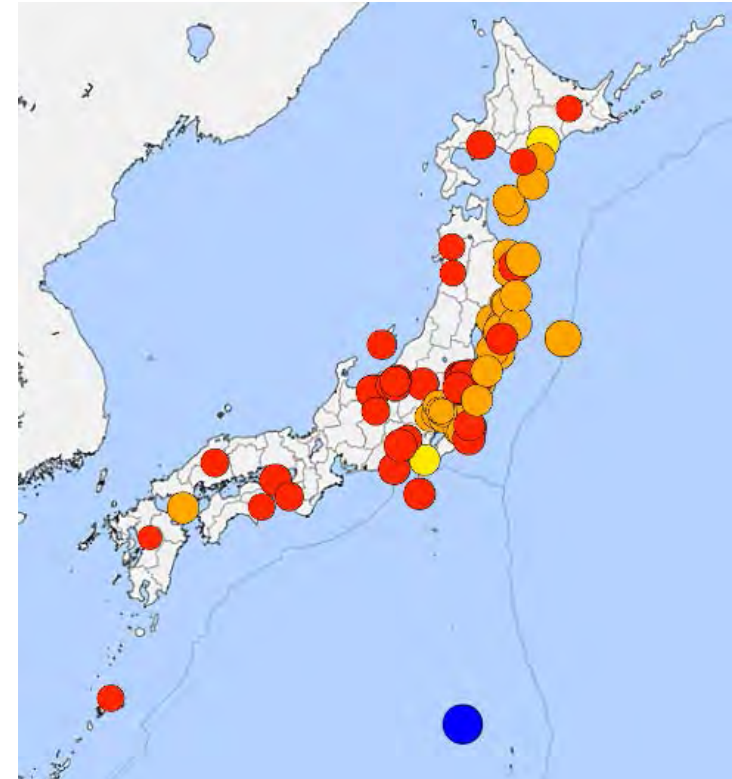
**最大震度5弱以上 114回**  
**うち、5強以上 43回**  
**うち、6弱以上 11回**

(参考)東日本大震災前5年間(2006年3月11日～2011年3月10日)の地震  
最大震度5弱以上 30回  
うち、5強以上 8回  
うち、6弱以上 6回

【東日本大震災以降の最大震度6弱以上の地震一覧】

	地震の発生日時	震央地名	マグニチュード	最大震度
1	2011/03/11 14:46	三陸沖	M9.0	7
2	2011/03/11 15:15	茨城県沖	M7.6	6強
3	2011/03/12 03:59	長野県北部	M6.7	6強
4	2011/03/12 04:31	長野県北部	M5.9	6弱
5	2011/03/12 05:42	長野県北部	M5.3	6弱
6	2011/03/15 22:31	静岡県東部	M6.4	6強
7	2011/04/07 23:32	宮城県沖	M7.2	6強
8	2011/04/11 17:16	福島県浜通り	M7.0	6弱
9	2011/04/12 14:07	福島県中通り	M6.4	6弱
10	2013/04/13 05:33	淡路島付近	M6.3	6弱
11	2014/11/22 22:08	長野県北部	M6.7	6弱

【東日本大震災以降の最大震度5弱以上の地震震央分布図】



● 深さ 0～30km  
● 深さ 30～100km  
● 深さ 100～300km  
● 深さ 300km～

# 最近の災害発生状況 ②台風・集中豪雨による土砂災害

【台風26号による伊豆大島土砂災害】  
(2013年10月、死者35名)



(大島町神達地区)

【台風8号等による南木曽土砂災害】  
(2014年7月、死者1名)



(長野県木曽郡南木曽町読書地区)

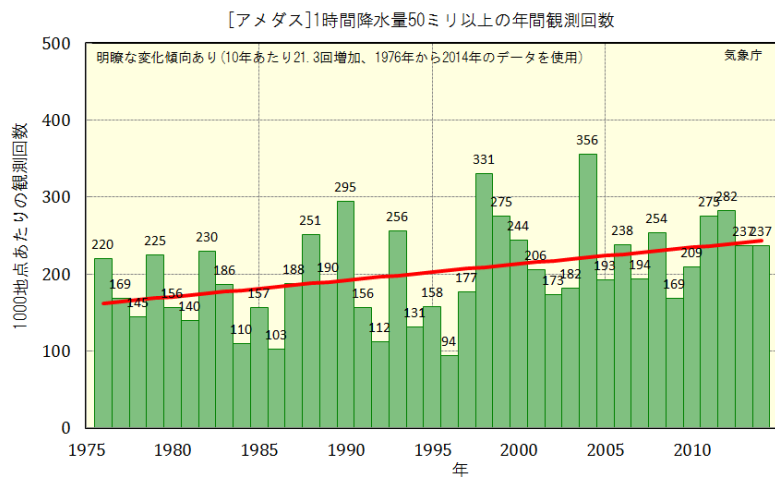
【集中豪雨による広島土砂災害】  
(2014年8月、死者75名)



(広島県広島市安佐南区八木地区)

出典：内閣府(防災)HP

➤ 1時間降水量50mm以上の回数は**増加傾向**



(参考)雨の強さと降り方

1時間降水量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ
10以上～20未満	やや強い雨	ザーザーと降る
20以上～30未満	強い雨	どしゃ降り
30以上～50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る
50以上～80未満	非常に激しい雨	滝のように降る (ゴーゴーと降り続く)
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感や恐怖感がある

出典：気象庁HP

# 最近の災害発生状況 ③台風・集中豪雨による洪水

【平成27年9月関東・東北豪雨】(2015年9月、死者8名(9月17日現在))

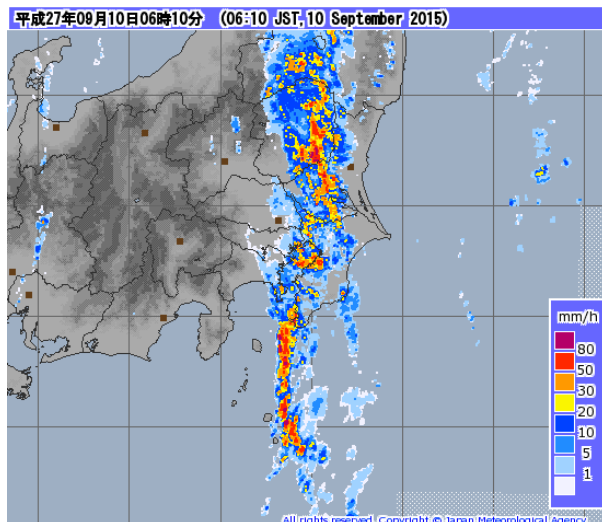


(茨城県常総市 鬼怒川の被災状況)



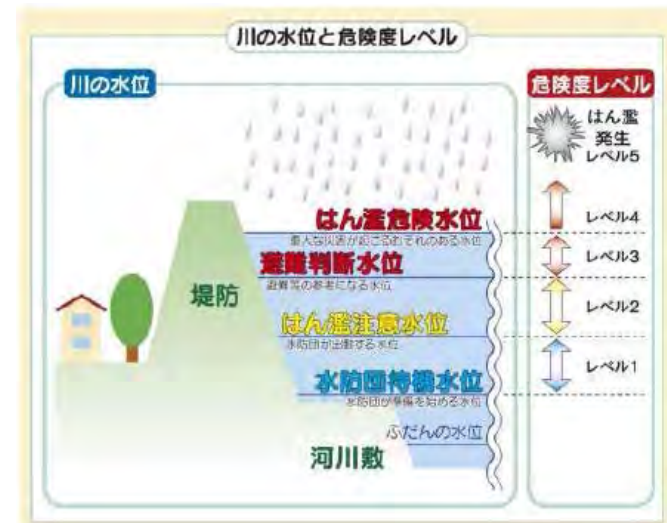
出典: 国土交通省関東地方整備局HP

➤ 鬼怒川流域に大雨をもたらした線状降水帯



出典: 気象庁HP

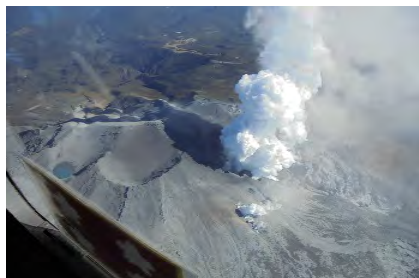
➤ 川の水位と危険レベル



出典: 国土交通省関東地方整備局HP

## ○ 1年以内の主な火山噴火

- ◆ 御嶽山（岐阜県・長野県）  
（2014年9月27日噴火、死者58名、行方不明者5名）



火砕流が3km超流れ下った



自衛隊による捜索活動

出典：内閣府(防災)HP

- ◆ 口永良部島（鹿児島県）（2015年5月29日噴火）



高さ9,000m以上の噴煙



発生した火砕流が海岸まで到達

出典：気象庁HP

### (参考)噴火警戒レベル

- 火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標。
- 「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって選定された47火山のうち、30火山で運用されている。
- 2015年9月現在で、レベル2以上に該当する火山は、計11火山。

(出典：気象庁HP)

噴火警戒レベル	キーワード
レベル5	避難
レベル4	避難準備
レベル3	入山規制
レベル2	火口周辺規制
レベル1	活火山であることに留意

### 噴火警戒レベル2以上の火山 (2015年9月14日現在)



いかなる災害等が発生しようとも、

- 1) **人命の保護が最大限図られる**
- 2) 国家及び社会の **重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される**
- 3) 国民の財産及び公共施設に係る **被害の最小化を可能にする**
- 4) **迅速な復旧・復興を可能にする**

※「国土強靱化基本計画」(平成26年6月3日閣議決定)



## 基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

## 基本方針

- ・人命の保護が最大限に図られること。
- ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ・迅速な復旧復興に資すること。
- ・施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- ・取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ・財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

## 施策の策定・実施の方針

- ・既存社会資本の有効活用等により、費用の縮減を図ること。
- ・施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- ・民間の資金の積極的な活用を図ること。
- ・大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。
- ・人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- ・科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

## 国土強靱化基本計画の策定

※国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、**国土強靱化基本計画を定めること。**

### ○策定手続

#### ◆案の作成(推進本部)

- ※ 都道府県、市町村等の意見聴取
- ※ 透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、施策の優先順位を定め、その重点化を図る。

#### ◆閣議決定

### ○記載事項

- ・対象とする施策分野
- ・施策策定に係る基本的指針
- ・その他施策の総合的・計画的推進のために必要な事項

指針となる

国の他の計画 (国土強靱化基本計画を基本とする)

国による施策の実施※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する必要な勧告

## 国土強靱化推進本部の設置

- ※ 国土強靱化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靱化推進本部を設置。  
【本部長】内閣総理大臣 【副本部長】内閣官房長官,国土強靱化担当大臣,国土交通大臣 【本部員】他の国務大臣
- ※ 本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

## 脆弱性評価の実施

※ 国土強靱化基本計画の案の作成に当たり、**推進本部が実施。**

- ・推進本部が指針を作成。
- ・最悪の事態を想定し、総合的・客観的に行う。
- ・関係行政機関の協力を得て実施。

評価結果に基づき策定

脆弱性評価の結果の検証

調和

## 国土強靱化地域計画の策定

※ 国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、**国土強靱化地域計画を定めることができる。**  
[ 都道府県・市町村が作成 ]

指針となる

都道府県・市町村の他の計画

都道府県・市町村による施策の実施

## その他

- 国土強靱化の推進を担う組織の在り方に関する検討
- 国民及び諸外国の理解の増進

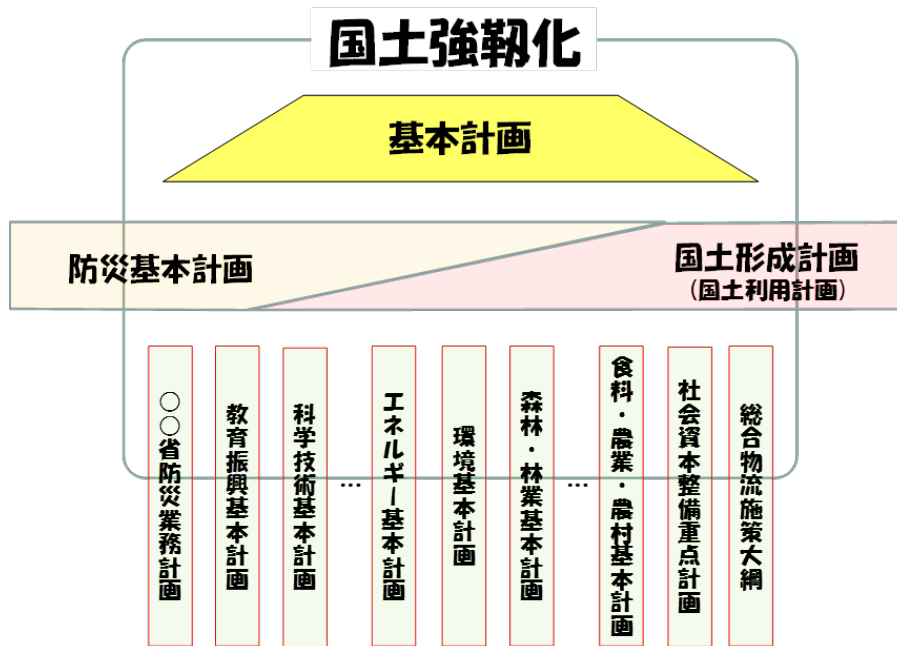
# 他の計画の指針となる「アンブレラ計画」

## 国土強靱化地域計画について

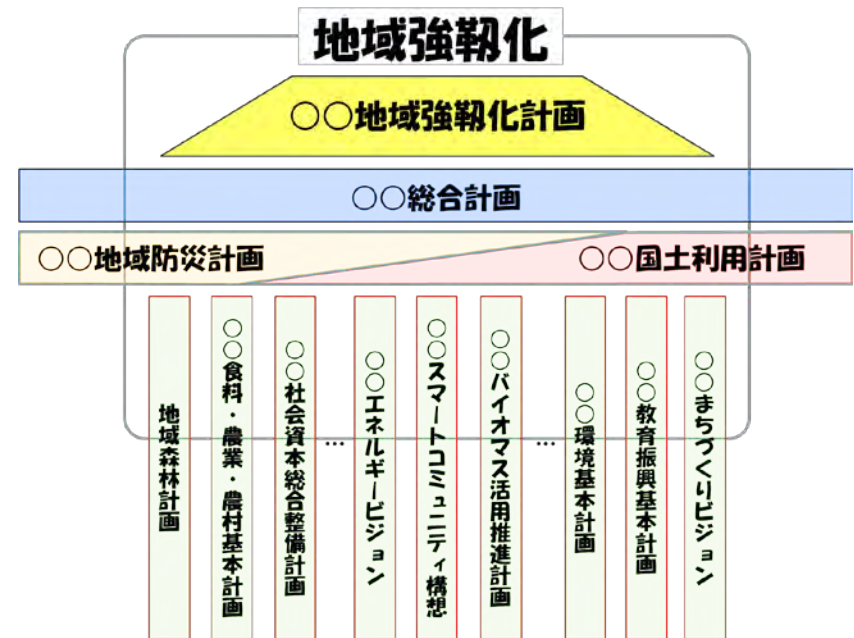
○国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき、市町村等が定めることができる計画で、当該市町村等の区域における国土強靱化に係る当該市町村等の他の計画等の指針となるもの（アンブレラ計画）

## 〔参考〕アンブレラ計画のイメージ

【 国 】



【 地方公共団体 】



(注) 国土強靱化の指針としての計画等の関係をイメージしたもの。

# 地域計画を進める3つのメリット

- 1 どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を、小さくできる。
- 2 国土強靱化に係る各種の事業がより効果的かつスムーズに進捗することが期待できる。  
関係府省庁において、平成27年1月、『国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について』を決定。政府として、この決定に基づき、一体となって、地域計画に基づき実施される取組みに対し、関係府省庁所管の交付金・補助金等による支援を適切に実施。
- 3 地域の強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進をもたらし、地域の持続的な成長をも促すもの。さらに、地域強靱化計画及びそれに基づく取組みを国内外に周知・広報することを通じて、当該地域が内外から適正に評価され、結果として投資を呼び込むことにもつながる。



# 国土強靱化地域計画に基づき実施される 取組みに対する関係府省庁の支援について

## 趣旨等

- 国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず地方公共団体等を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠。
- 地方公共団体による国土強靱化地域計画の策定及び当該計画に基づく取組みの推進に向けた、政府による支援策の一環としてとりまとめ、公表するもの（平成27年1月23日開催の関係府省庁連絡会議において決定）。

## 概要

- 標記関係府省庁の支援についての方向性  
地方公共団体により策定される国土強靱化地域計画に基づき実施される取組みに対し、政府として、30の関係府省庁所管の交付金・補助金等による支援を講じる。  
（平成27年度当初予算 総額 約1兆3,700億円）
- 標記関係府省庁の支援の内容
  - ・ 交付金・補助金の交付の判断にあたって、一定程度配慮
  - ・ このほか、「公共施設等総合管理計画」の策定に係る地方財政措置

# 一定程度配慮される交付金・補助金の例(防災・安全交付金①)

防災・安全交付金を活用し、地震・津波や頻発する風水害・土砂災害に対する事前防災・減災対策を総合的に支援。

◆道路の地震対策、風水害・防雪対策

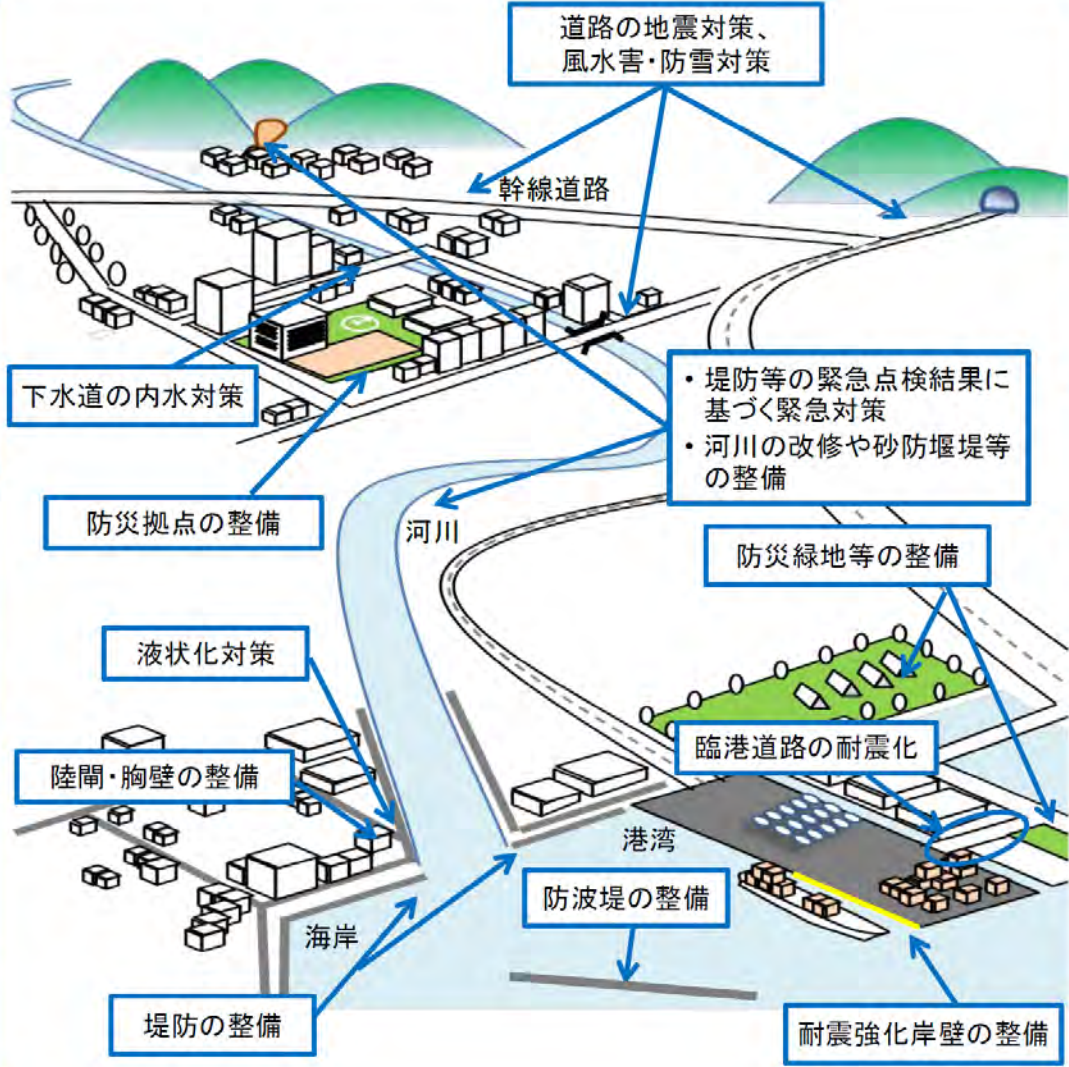
橋脚の耐震補強  
盛土のり尻補強  
斜面崩落防止対策  
雪崩防止対策

◆内水氾濫が発生した地域における下水道整備

雨水貯留管  
ポンプ場

◆津波、高潮等の被害から海岸を防護するための堤防等の整備

堤防  
陸間



◆河川堤防の緊急点検結果に基づく緊急対策

緊急対策例

◆近年災害が発生した地域等における水害・土砂災害対策

砂防堰堤

◆港湾の地震・津波、風水害対策

防波堤

◆効果促進事業の活用

■浸水深や洪水時の避難所までの経路看板の設置

3.0m  
20m

〇〇小学校  
〇〇 Elementary School

# 一定程度配慮される交付金・補助金の例(防災・安全交付金②)

防災・安全交付金を活用し、老朽化した社会資本等の総点検、それを踏まえた緊急対策、長寿命化等戦略的維持管理・更新の実施を総合的に支援。

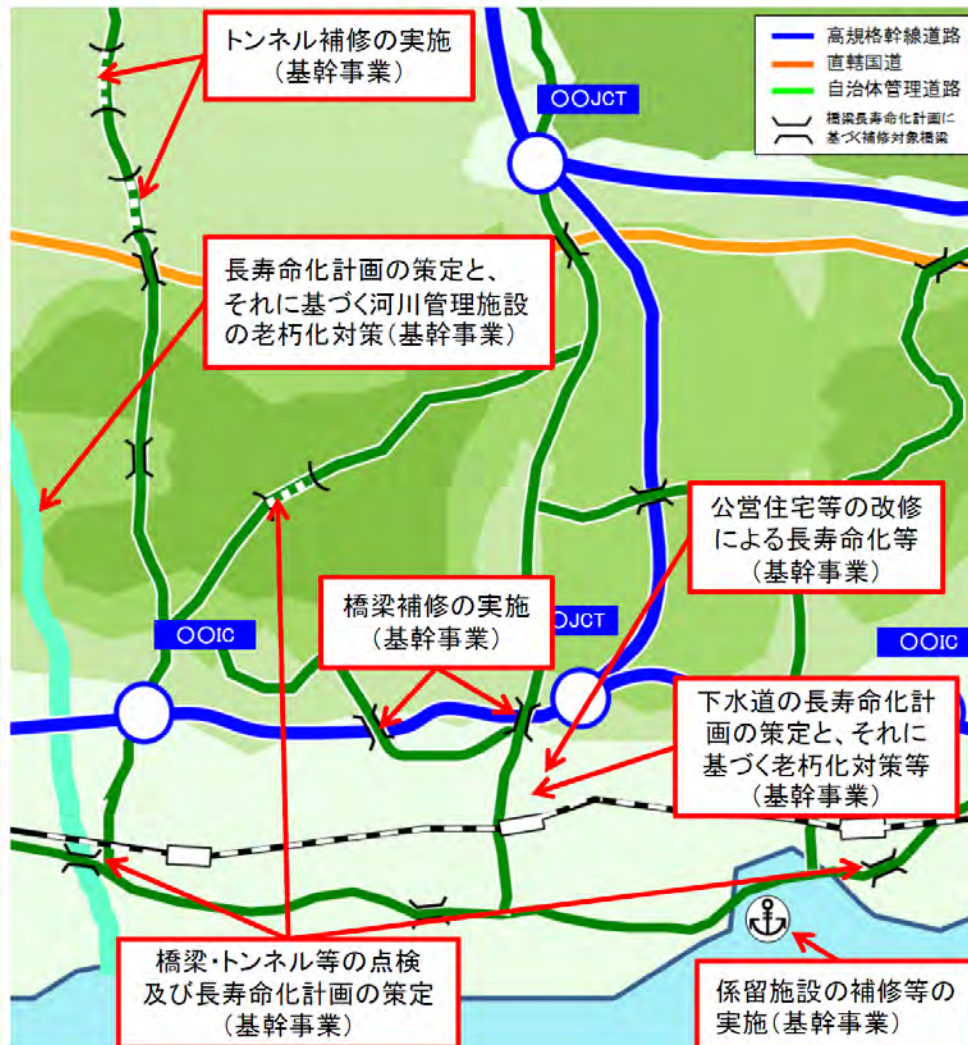
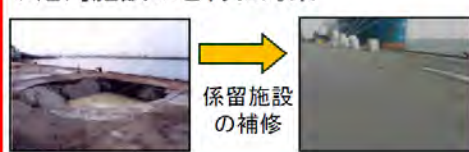
## ◆道路構造物(橋梁・トンネル等)の適確な維持管理の推進



## ◆下水道の老朽化対策等



## ◆港湾施設の老朽化対策



## ◆海岸保全施設の老朽化対策

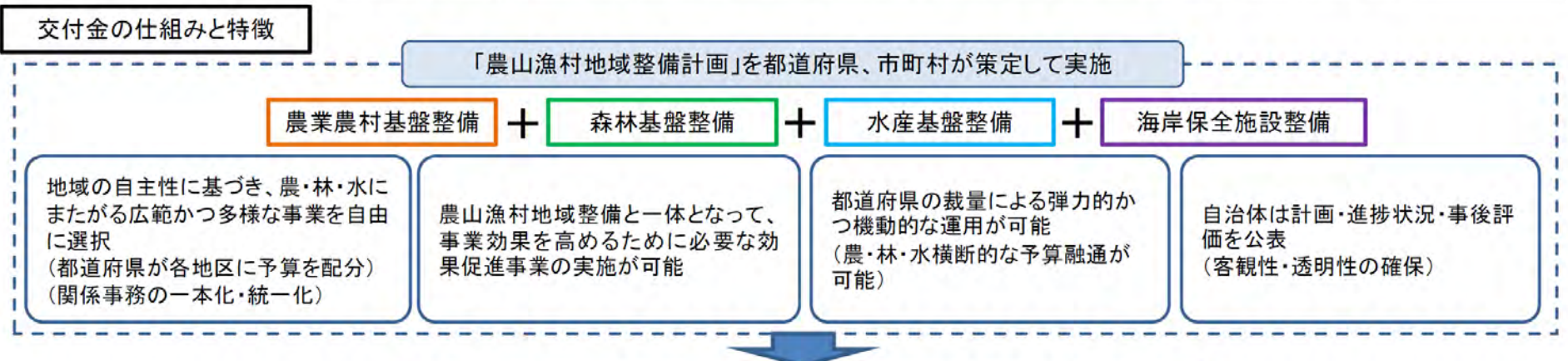


## ◆老朽化の進行等により機能が低下した河川管理施設等の老朽化対策



# 一定程度配慮される交付金・補助金の例(農山漁村地域整備交付金)

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。



地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

**【農業農村基盤整備】**



用水路の整備・更新により水管理負担を軽減し農地利用を推進



ほ場整備による農業生産性の向上、秩序ある土地利用の推進



老朽化したため池の全面改修により洪水被害を未然防止

**【水産基盤整備】**



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備(岸壁改良)



藻場造成による漁場の整備



漁村における津波避難対策(避難地、避難路の整備)

**【森林基盤整備】**



適切な森林整備を通して、多面的機能を維持・向上



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現



治山施設による山地災害の未然防止

**【海岸保全施設整備】**



津波、高潮による被害を未然に防ぐための海岸堤防の整備を推進

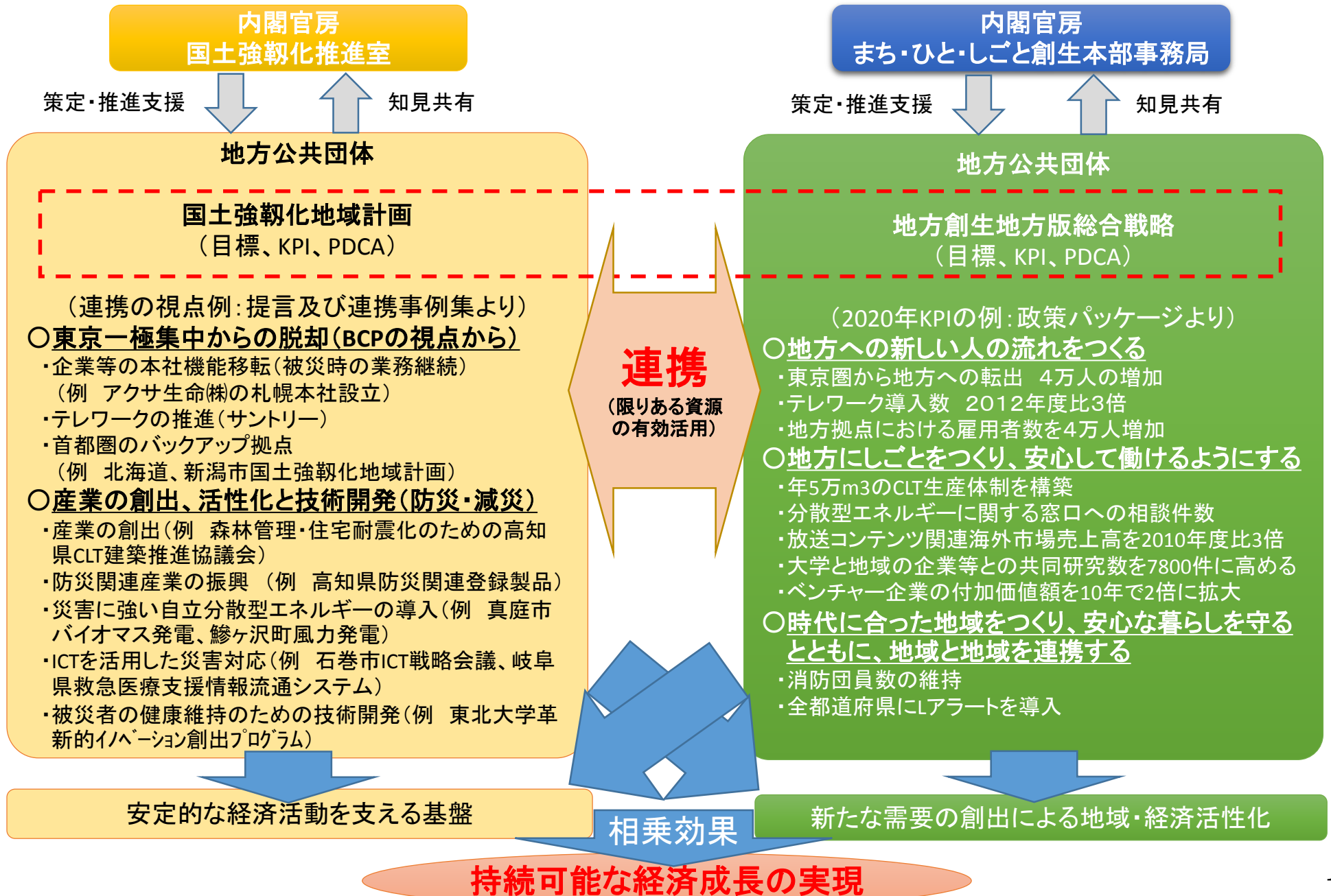


景観に配慮した侵食対策



津波・高潮対策としての水門の整備

# 国土強靱化と地域活性化の連携について





平成27年7月7日付 各都道府県国土強靱化担当部、地方創生担当部あて  
内閣官房国土強靱化推進室、まち・ひと・しごと創生本部事務局 事務連絡

国土強靱化及び地方創生の取組は、施策の効果が平時・有事のいずれを主な対象としているのかの点で相違はあるものの、双方とも、同じく地域の豊かさを維持・向上させるという目的を有するものです。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条において、都道府県又は市町村(東京都特別区を含む。以下同じ。)は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における施策の推進に関する基本的な計画(以下「地域計画」という。)を定めることができるとされています。

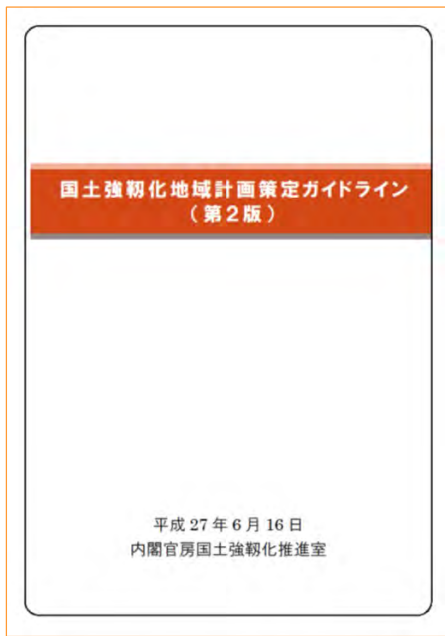
これに関連し、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)において、「地域計画の策定・推進の支援、民間の取組の効果的な促進を行うほか、国土強靱化と地域活性化の取組との調和、連携により政策効果を最大限発揮させる。」、「社会資本の分野については、国土強靱化などの分野について、重点化した取組を進める。」とされ、まち・ひと・しごと総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)においては、「国土強靱化等、安全・安心に関する取組を地方創生の取組と調和して進めていく。」ことが示されています。また、まち・ひと・しごと創生基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)においても、同旨のことが示されたところです。

このことから、両者の相乗効果を高めるためには、地方創生の地方版総合戦略と国土強靱化地域計画が、調和しながら策定されることが効果的です。

上記の旨を御理解頂くとともに、おって、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

○ 都道府県、市町村担当者を対象としたアクションプラン2015及び地域計画に関する説明会の開催(7/31、東京)

○ 国土強靱化地域計画策定ガイドラインの公表(6/16)と冊子の配布



○ HPによる情報提供

○ 出前講座(27年9月末現在で22件開催)

## 国土強靱化地域計画に関する出前講座が始まりました

- 地域計画について解説し疑問に答えるため、内閣官房の職員を研修会等の講師として派遣。
- 関連の交付金・補助金の交付の判断にあたっては、地域計画に基づく取組に一定程度配慮。
- 地域計画を策定した都道府県・市町村からは、「起きてはならない最悪の事態」について、自分たちの地域を念頭に自ら検討を行うきっかけとなった等の声も寄せられています。

### 1 目的

国土強靱化基本法第13条の規定により地方公共団体において定めることができるとされている国土強靱化地域計画(以下「地域計画」という。)の策定が全国の都道府県・市区町村で進んでいます。  
この地域計画の策定については、それぞれの都道府県・市区町村で初めてのことであり、制度面や実務面で疑問を持たれることも多くあるかと思えます。そこで、**地域計画についてわかりやすく解説し疑問に答えるため、内閣官房の職員を研修会等の講師として派遣**します。

### 2 対象

都道府県・市区町村の職員及び議員(その他の場合も御相談に応じます)

### 3 実施方法

都道府県・市区町村が主催する**研修会等に講師として内閣官房の職員を派遣し、地域計画に関する説明及び質疑**を行います。

### 4 主な講習内容

以下の内容について、内閣官房が資料を作成します。

- ①基本法の概要
- ②国土強靱化基本計画の概要
- ③脆弱性評価
- ④国土強靱化基本計画と地域計画のイメージ
- ⑤地域計画の策定推進・支援  
(その他、国土強靱化に関連して希望するテーマがあれば御相談に応じます)



### 5 その他

- 研修会等の会場の確保(機器も含む。)、出席者への案内、資料のコピー等については、主催の都道府県・市区町村において行って下さい。
- 申し込みが多数の場合、日程調整をさせていただきます。

#### 【問合せ先】

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1中央合同庁舎第3号館  
内閣官房国土強靱化推進室 服部、伊藤

TEL:03-6257-1775

E-mail:i.national.resilienceアットマークcas.go.jp

(メール送信の際には「アットマーク」を「@」にしてください。)



# 国土強靱化地域計画の策定に向けた取組み(予定を含む)を公表している都道府県

平成27年10月7日現在で、44都道府県が取組みを公表。  
うち、8道県が計画を策定済み。

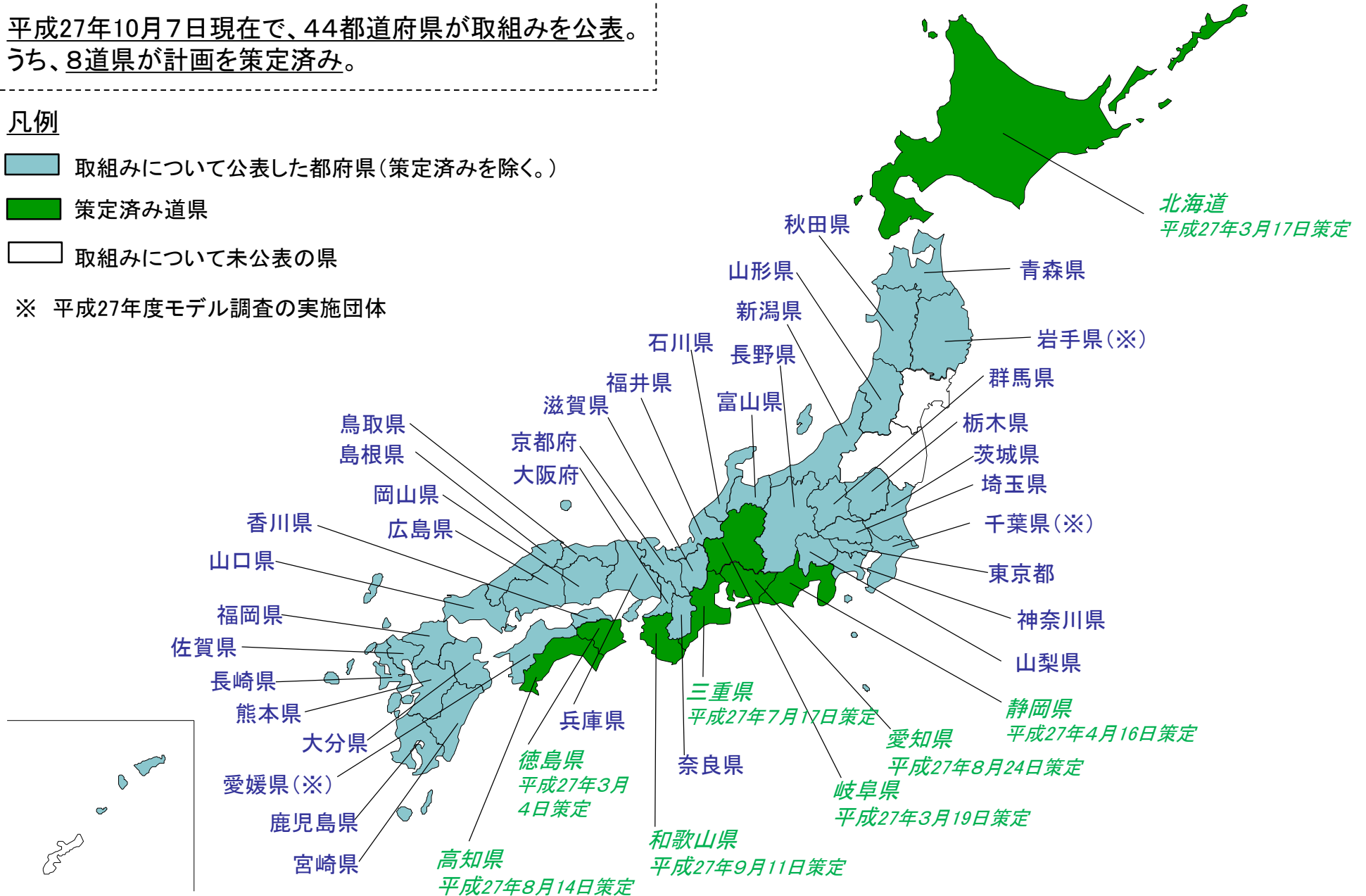
## 凡例

取組みについて公表した都府県(策定済みを除く。)

策定済み道県

取組みについて未公表の県

※ 平成27年度モデル調査の実施団体



# 国土強靱化地域計画の策定に向けた取組み(予定を含む)を公表している市区町村

平成27年10月7日現在

凡例 青字:取組みについて公表した市区町(策定済みを除く)、緑字:策定済み市町、※:平成27年度モデル調査の実施団体

都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
北海道	札幌市(※)	滋賀県	
青森県	むつ市	京都府	
岩手県		大阪府	大阪市(※)、堺市
宮城県		兵庫県	
秋田県		奈良県	
山形県		和歌山県	和歌山市、田辺市、広川町(平成27年7月9日策定)、御坊市(※)、上富田町(※)
福島県		鳥取県	
茨城県		島根県	
栃木県		岡山県	
群馬県		広島県	
埼玉県		山口県	
千葉県	旭市(平成27年3月23日策定)	徳島県	海陽町(※)
東京都	荒川区(平成27年8月31日策定)	香川県	
神奈川県	川崎市	愛媛県	
新潟県	新潟市(平成27年3月26日策定)	高知県	高知市(平成27年7月1日策定)
富山県	富山市	福岡県	
石川県		佐賀県	
福井県		長崎県	
山梨県	山梨市(※)、大月市(※)	熊本県	
長野県	松本市(平成27年5月11日策定)、東御市(※)	大分県	大分市
岐阜県		宮崎県	
静岡県	焼津市(※)、掛川市(※)、小山町(※)	鹿児島県	
愛知県	名古屋市、田原市	沖縄県	
三重県	南伊勢町		

計 27市区町(うち、6市区町が計画を策定済み。)